



佐賀県の経営者の皆様へ

佐賀県は、

奨学金返還支援事業

若手人材の
確保を佐賀県が
応援します。

を始めました



奨学金返済の負担が減って嬉しい!



若い人材を確保できて嬉しい!

奨学金返還支援事業とは

従業員の奨学金返還を支援する企業に県が補助を行います。企業が従業員の奨学金返還を支援することにより、奨学金を返還している従業員の経済的・精神的な負担軽減を図るとともに、企業の福利厚生の充実、税負担の軽減、魅力向上につながります。人材確保に向け、この支援制度を是非ご活用ください。

奨学金返還支援制度導入のメリット

「若手人材」の
確保



経費の一部として
課税優遇



企業の
イメージアップ



返還支援のイメージ



代理返還のイメージ



手当支給のイメージ



■お問い合わせ／

佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議 事務局（佐賀県産業労働部産業人材課産業人材担当）

佐賀県佐賀市城内 1-1-59 TEL0952-25-7310 FAX0952-25-7305 ✉ sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp



奨学金返還支援事業



事業概要

○補助対象者(企業等)の要件

- ・県内に事業所を有する企業等
- ・県外本社の場合、佐賀枠採用を行う又は行う予定の企業等
- ※佐賀枠採用…佐賀県内に勤務地を限定した採用
- ・奨学金返還支援制度の規定を整備し、奨学金返還のための代理返還又は手当支給を実施していること

○支援対象者(従業員)の主な要件

- ・補助対象者(企業等)の奨学金返還支援制度による支援の対象となっている従業員
- ・県内事業所に勤務していること
- ・県外本社企業の場合、佐賀枠採用を条件に採用されていること

○対象奨学金の要件

- ・日本学生支援機構が貸与する奨学金その他、地方公共団体、大学、民間企業・団体などが貸与する奨学金
- ※特定の職種へ就職した場合や特定の地域に居住した場合等に返還の全部又は一部が免除されるものは除く

○補助率

- ・企業が負担する代理返還又は手当支給の2分の1 ※「代理返還」は日本学生支援機構が対応

○年間上限額

- ・従業員1人当たり年間10万円

○1社あたりの上限人数

- ・1会計年度で3人まで

○補助期間

- ・5年間(60か月)

若い人材を
確保できて
嬉しい!



返済の
負担が減って
嬉しい!



企業登録申請

申請フォームは
こちらから

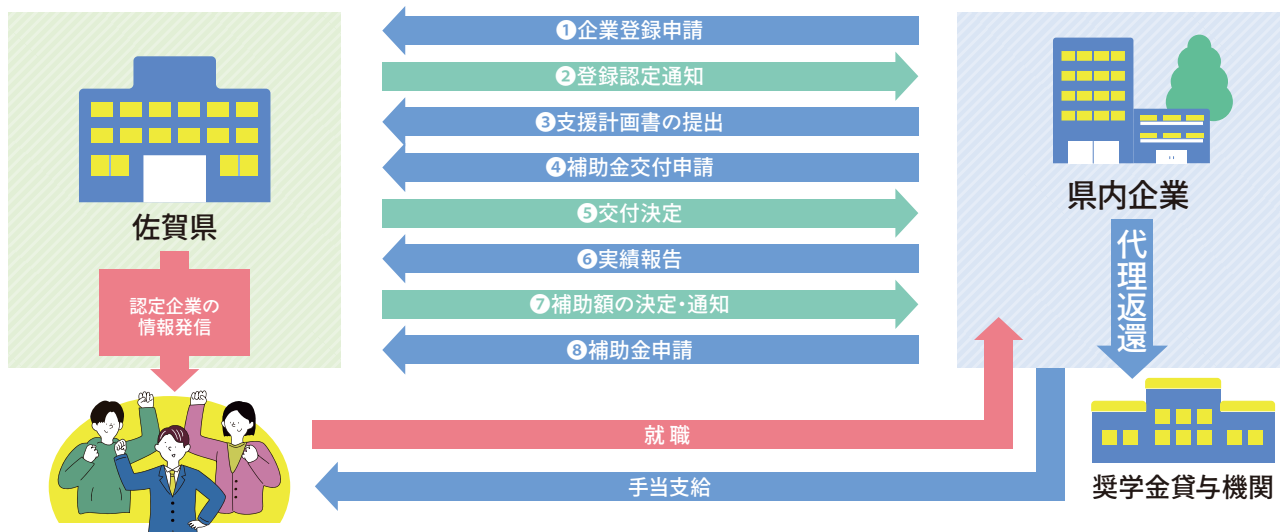


企業登録

- 奨学金返還支援制度を導入したら、まずは企業登録を!
- 登録された企業は県の特設ホームページや広報などで、「奨学金返還サポート認定企業」として情報発信していきます。



補助金申請の流れ(事業イメージ)



詳しくは **佐賀県 奨学金返還支援** で検索

■お問い合わせ／佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議 事務局 (佐賀県産業労働部産業人材課産業人材担当)

佐賀県佐賀市城内 1-1-59 TEL0952-25-7310 FAX0952-25-7305 ✉ sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp